

(平成27年3月31日制定、令和2年7月31日最終改正)

フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一 フロン類使用見通し

- 1 フロン類（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項第4号に掲げる物質に限る。以下同じ。）の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する者をいう。以下同じ。）は、フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないもの（以下「フロン類代替物質」という。）の開発その他フロン類の使用の合理化（法第2条第6項に規定する使用の合理化をいう。以下同じ。）のために必要な措置を講じることにより、フロン類の製造業者等が製造等を行うフロン類のうち、国内向けに出荷する量に相当する量として、付録の算式によって算出される量（トンで表した量をいい、以下「フロン類出荷相当量」という。）の低減に取り組むものとする。その際、フロン類の製造業者等は、法第12条第1項に基づく指定製品の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下「指定製品の判断基準」という。）に基づく、指定製品に使用されているフロン類の環境影響度の低い物質への転換（以下「指定製品における転換」という。）の状況及び平成28年10月に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正において定められたフロン類の

生産量及び消費量の段階的削減の達成の状況との整合性を踏まえて主務大臣が算定する、国内で使用できるフロン類の量の上限に相当する量の将来見通し（フロン類の種類ごとに、将来使用が見込まれるフロン類の数量に、当該フロン類の地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条第3号から第22号に定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得られる数量を合算して得られる数量（トンで表した量）をいう。以下「フロン類使用見通し」という。）が、令和7年（2025年）において、2840万トン、令和12年（2030年）において、1450万トン（令和11年（2029年）において、1680万トン）であることを踏まえて、製造等をするフロン類の量の低減に取り組むものとする。

2 主務大臣は、指定製品の判断基準の制定又は改廃その他の事情に著しい変動が生じた場合において、必要があると認めるときは、フロン類使用見通しを改定するものとする。

第二 フロン類使用合理化計画

1 フロン類の製造業者等は、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化を計画的に行うため、自らのフロン類の使用の合理化に関する計画（以下「フロン類使用合理化計画」という。）を策定するものとする。

2 フロン類使用合理化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 令和7年（2025年）におけるフロン類出荷相当量の削減目標（フロン類使用合理化計画を策

定する年度において、新たにフロン類の製造等を開始した者にあつては、令和7年（2025年）におけるフロン類出荷相当量の制限目標）

（2）フロン類代替物質の製造に必要な設備の整備及び技術の向上その他のフロン類の使用の合理化のための取組に関する事項

（3）フロン類の回収並びに再生及び破壊に係る取組に関する事項

3 2（1）のフロン類出荷相当量の削減目標又は制限目標の策定に当たっては、指定製品の判断基準に基づく、指定製品における転換その他のフロン類の使用の合理化の進展が見込まれることを踏まえ、国が策定するフロン類使用見通しを目安として、これに留意しつつ、フロン類の使用の合理化の進展に資するよう行うものとする。

4 主務大臣は、フロン類の製造業者等が2（1）のフロン類出荷相当量の削減目標又は制限目標の合計値が当該年におけるフロン類使用見通しの量を超えるものとならないよう、フロン類の製造及び輸出入の状況及びその他の事情を勘案して、フロン類の製造業者等に対して必要な情報の提供並びに法第10条に基づく指導及び助言を行うものとする。

5 フロン類の製造業者等は、フロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行うものとする。

第三 フロン類の製造業者等の責務

フロン類の製造業者等は、次の事項に留意しつつ、フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性及び環境への影響等に配慮しつつ、フロン類代替物質の開発及び商品化、当該物質及び当該物質の使用に係る安全性の評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価に努めること。
- 2 自らが製造等するフロン類及びフロン類代替物質の安全性その他の関連する情報の収集及び提供に努めること。
- 3 フロン類の製造時におけるフロン類の排出量の一層の削減（副生ガスの回収等を含む。）に取り組むこと。
- 4 技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他フロン類の回収、再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むよう努めること。
- 5 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）その他の法令及び法令に基づいてする行政庁の処分を遵守し、フロン類の製造及び運搬を行うこと。

第四 フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項の見直し

主務大臣は、フロン類の使用の合理化が、フロン類使用見通しを大幅に上回って進展することが確実であると見込まれる場合若しくは法に基づく取組以外の要因でフロン類の需給又はフロン類の

使用の合理化に係る規制に関する国際的動向その他の事情に著しい変動を生じた場合において、必要があると認めるときは本判断の基準となるべき事項に検討を加え、必要な改定をするものとする。

付録 フロン類出荷相当量の算定式

$$\text{フロン類出荷相当量} = \Sigma (A + B - C - D - E - F) \times G$$

算式の符号

- A 算定期間におけるフロン類の種類ごとの製造量
- B 算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸入量
- C 算定期間におけるフロン類の種類ごとの輸出量（自ら製造等を行ったものであって、当該製造等を行った者が自ら使用することなく又は他者に譲渡されることなく輸出されたものに限る。）
- D 算定期間におけるフロン類の種類ごとの破壊量（他の物質の製造に当たって副生されたものであって、当該製造を行った者が自ら使用することなく破壊されるもの又は他者に譲渡されることなく破壊されるもの若しくは破壊を目的として輸入されたものに限る。）
- E 算定期間におけるフロン類の種類ごとの原料用途等使用量（自らが他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの若しくは他者が他の化学物質の製造のための原料と

して使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するもの又は他の製品の製造工程等において当該製品を製造等する施設若しくは設備の外へ放出されるおそれがない方法で自ら若しくは他者が使用するものとして製造等される場合であって、当該使用により当該フロン類が分解され、かつ、分解されなかった当該フロン類がすべて破壊されるものをいう。)

F 算定期間におけるフロン類の種類ごとの試験研究用途使用量（自らが試験研究用途で使用するために製造等するもの、又は、他者が試験研究用途で使用するために製造等し、当該他者に譲渡等するものをいう。)

G フロン類の地球温暖化係数

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。